

鳥取大学医学部臨床教授等の称号の付与に関する申合せ

平成10年6月17日
鳥取大学医学部教授会承認

この申合せは、鳥取大学医学部臨床教授等の称号の付与に関する規程（平成9年鳥取大学 医学部規則第8号）第9条の規定に基づき定める。

（選考の条件）

- 1 臨床教授等の選考は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 医学科の臨床教授等として選考できる者は、本学部の履修に関する規定により臨床実習等の指導の協力を依頼した学内外の医療機関等（以下「実習等協力機関等」という。）に所属する医療人であり、次の条件を満たす者を対象とする。
 - ① 学外者の場合
 - ア 医師又は歯科医師免許を有する者（以下「医歯免許有資格者」という。）であること。
 - イ 専門医・認定医・指導医等の資格を有すること。
 - ウ 原則として、75歳を超えない者であること。
 - ② 学内者の場合
附属病院の看護部長及び教育を担当する副看護部長として在職している者であること。
 - (2) 保健学科の臨床教授等として選考できる者は、実習等協力機関等に所属する医療人であり、次の条件を満たす者を対象とする。
 - ① 学外者の場合
 - ア 医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師又は臨床検査技師の免許を有するものであること。
 - イ 原則として、75歳を超えない者であること。
 - ② 学内者の場合
 - ア 附属病院の看護部長及び教育を担当する副看護部長として在職している者であること。
 - イ 附属病院検査部の臨床検査技師長及び副臨床検査技師長として在職している者であること。
 - (3) その他医学部長が特に必要と認めた者

（臨床教授等の称号及び付与基準）

- 2 臨床教授等の称号は、前号の条件を満たした者で、かつ臨床経験の年数に応じ次のとおり付与する。
 - (1) 医歯免許有資格者として選考する場合
 - ア 臨床教授 臨床経験を15年以上有する者
 - イ 臨床准教授 臨床経験を10年以上有する者
 - ウ 臨床講師 臨床経験を5年以上有する者
 - (2) 医歯免許有資格者以外の場合
 - ア 臨床教授 臨床経験を20年以上有する者又は同等の能力を有する者
 - イ 臨床准教授 臨床経験を15年以上有する者又は同等の能力を有する者
 - ウ 臨床講師 臨床経験を10年以上有する者又は同等の能力を有する者
 - (3) 臨床経験を有しない者の場合（医学部長が特に必要と認めた者のみ。）
 - ア 臨床講師 実習等協力機関等における実務経験を10年以上有する者又は同等の能力を有する者

（臨床教授等の委嘱期間及び臨床教育内容）

- 3 臨床教授等の委嘱期間及び臨床教育内容は、次のとおりとする。
 - (1) 臨床教授等の委嘱期間は、臨床実習等の指導を受ける期間とする。
 - (2) 臨床実習等の指導は、本学部と実習等協力機関との間で作成された臨床協力カリキュラムによるものとする。

（臨床実習等の実施場所）

- 4 臨床実習等は、原則として実習等協力機関等において実施するものとする。ただし、やむを得ず本学部において、学外の臨床教授等から臨床実習等の指導を受けるときは、臨床教授等を非常勤講師として任用するものとする。

（給与）

- 5 臨床教授等には、給与は支給しない。

（選考）

- 6 臨床教授等の選考は、選考委員会の議を経て教授会で決定する。

（臨床教授等の選考に必要な書類）

- 7 臨床教授等を付与するときは、次の書類を提出し、その旨を申し出るものとする。ただし、学内から選考される臨床教授等にあつては履歴書の提出をもってこれらにかえることができる。
 - (1) 学歴、職歴
 - (2) 専門医・認定医・指導医等を証明するもの（認定証の写等）（医学科において医歯免許有資格者として選考する場合）

- (3) 医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師及び検査技師等の資格を証明するもの（免許証の写等）（保健学科において選考する場合）
- (4) 論文10編のリスト（医学科において医歯免許有資格者として選考する場合）
- (5) 臨床業績等調（保健学科において選考する場合）
- (6) 実習等協力機関等の長の承諾書

附 則

- 1 この申合せは、平成10年6月17日から実施する。
- 2 選考委員会は、当分の間医学部教育委員会を充てるものとする。

附 則

この申合せは、平成11年10月27日から実施し、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成15年6月25日から実施する。

附 則

この申合せは、平成18年1月25日から実施する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この申合せは、平成23年10月26日から実施する。
- 2 この申合せ実施の際、附属病院の副看護部長及び副臨床検査技師長については臨床教授の選考対象としないものとする。

附 則

この申し合わせは、令和2年10月28日から施行し、令和3年4月1日から適用すること。

附 則

この申し合わせは、令和5年1月11日から施行する。